

証券コード 464A

2026年8月12日

株 主 各 位

福岡県福岡市中央区長浜1丁目1番1号
株式会社Q P S ホールディングス
代表取締役社長 大 西 俊 輔

第1回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第1回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://qpshd.com/investors/library/meeting/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Q P S ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「464A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年8月26日（水曜日）18時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年8月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市中央区渡辺通1丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」
3. 目的事項
報告事項
 1. 第1期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第1期（2025年12月1日から2026年5月31日まで）計算書類報告の件
（注）当社の第1期事業年度は2025年12月1日から2026年5月31日までであります。当連結会計年度は2025年6月1日から2026年5月31日までであります。

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」「業務の適正を確保するための体制の運用状況」「株式会社の支配に関する方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討の上、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使の方法については、以下の3つの方法がございます。

1 株主総会へ出席する場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

株主総会日時

2026年8月27日(木)
開 会：10時

2 議決権行使書を郵送する場合



議決権行使書用紙に
議案に対する賛否を
記入の上、投函

行使期限

2026年8月26日(水)
18時到着分まで

3 インターネットにより議決権を行使する場合



議決権行使サイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>
にて議案に対する賛否を入力

行使期限

2026年8月26日(水)
18時入力完了分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事前質問の受付

受付時間：2026年8月12日(水)10時から2026年8月20日(木)18時まで

受付方法：ウェブサイトURL (<https://qpshd.com/contact/>)より

議決権行使書用紙に記載の株主番号（8桁の数字）及び氏名等をご記入の上、質問内容をご入力いただきますようお願い申し上げます。株主の皆さまの関心の高いと思われる事項につきまして、本定時株主総会で取り上げさせていただく予定です。なお、全てのご質問に回答するものではありませんので、予めご了承ください。

事業報告

(2025年6月1日から2026年5月31日まで)

当社は、2025年12月1日に単独株式移転により株式会社Q P S 研究所の完全親会社として設立されました。連結の範囲に実質的な変更はありませんが、当連結会計年度は当社設立後最初のものとなるため、前連結会計年度との実績比較は行っておりません。

また、当連結会計年度（2025年6月1日から2026年5月31日まで）の連結計算書類は、単独株式移転により完全子会社となった株式会社Q P S 研究所の計算書類を引き継いで作成しております。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

わが国経済は、雇用・所得環境の改善や企業の設備投資意欲の底堅さを背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、資源・原材料価格の高止まり、物価上昇に伴う個人消費への影響、為替相場及び金融資本市場の変動、海外経済の減速懸念、地政学的リスクの高まり等により、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

宇宙産業においては、各国政府による宇宙政策の強化や宇宙空間の安全保障上の重要性の高まり、防災・インフラ監視等における衛星データ活用ニーズの拡大を背景として、官民双方で事業機会が広がっております。わが国においても、2023年6月に閣議決定された宇宙基本計画において、宇宙関連市場の規模を2030年代の早期に8兆円へ拡大することを目標としており、宇宙産業の成長産業化に向けた取組が進められております。

また、宇宙戦略基金を通じて、民間企業・大学等による複数年度にわたる技術開発、実証及び商業化への支援が進められており、衛星の製造や運用、輸送、探査等の各分野において産業基盤の強化と市場拡大が期待されております。

このような状況のなか、2025年12月1日、当社は単独株式移転の方法により、株式会社Q P S 研究所の完全親会社として設立され、持株会社体制へ移行しました。これにより、経営管理機能と業務執行機能を分離し意思決定の迅速化を図り競争力を確保していくと共に、戦略的アライアンスやM&Aなど事業ポートフォリオの最適化と拡大を効果的に進めてまいります。

当社グループの衛星コンステレーション構築計画において、2025年6月12日に小型SAR衛星QPS-SAR11号機「ヤマツミーⅠ」、8月5日に同12号機「クシナダーⅠ」、11月6日に同14号機「ヤチホコーⅠ」、12月21日に同15号機「スクナミーⅠ」の計4機の商用機の打上げに成功しました。また、前年度において通信系の不具合により減損損失を計上しておりました同5号機「ツクヨミーⅠ」につきましては、復旧作業を段階的に進め、商用運用を再開しております。同11号機、同12号機、同14号機、同15号機は商用運用を開始しており、現在運用している衛星は9機

と、着実に衛星コンステレーションの構築を進めております。そうしたなかにおいて、2025年12月24日に発表された防衛省による「衛星コンステレーションの整備・運営等事業」へ第3四半期より参画し、小型SAR衛星の開発・製造・運用における当社グループの高度な技術力を最大限に活かし、関係各社と連携して本事業の中核を担うSAR画像の安定的な提供を行っております。また、2026年1月30日のシンジケートローン契約及び3月23日実施の第三者割当増資により、財務基盤が強化され、衛星コンステレーションの構築と加速に向けた財務的な機動力が確保されました。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高3,803百万円、営業損失833百万円、経常利益1,166百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1,152百万円となりました。

なお、当社グループは地球観測衛星データ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は9,803百万円であります。その主なものは、小型人工衛星の部材、SARシステム等及び打上費用等9,114百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、2023年10月24日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするコミット型シンジケートローン契約を締結し、当該契約に係る当連結会計年度末における借入実行残高は5,000百万円となっており、2026年1月30日付で株式会社みずほ銀行をアレンジャーとする総額6,200百万円のシンジケートローン契約を締結し、当該契約に係る当連結会計年度末における借入実行残高は1,000百万円となっております。また、2026年3月23日付でスカパーJ S A T株式会社、株式会社ミツウロコグループホールディングス、三井住友海上火災保険株式会社を割当先とする第三者割当による新株式の発行に係る払込が完了し、15,174百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、小型衛星コンステレーションによる準リアルタイム観測の実現という目標を掲げ、地球観測衛星データ事業を推進しております。

地球観測衛星データ事業においては衛星の製造及び打上げに伴う大規模な先行投資が必要であり、打ち上げた衛星から得られる地球観測データの提供による投資回収までに期間を要することから、衛星の運用機数が増加した当連結会計年度においては営業損失833百万円を計上することとなりました。また翌連結会計年度以降も引き続き大規模な先行投資を計画しておりますことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような環境のもと、当社グループは継続的な発展のため、下記を重要な課題として取り組んでおります。

① 中期経営計画の遂行

当社グループが本年7月14日に公表した中期経営計画は、2031年5月期までに経営体制を更に強化し、増産体制を確立したうえで市場からの様々な需要に柔軟に対応できるQPS-SAR衛星を整備していく5年間にわたる成長戦略を掲げているものです。加えて、QPS-SARプロジェクトで培った技術、経験を活かした新たなプロジェクト創出に向けた準備にも着手いたします。これらの達成に向け、各年毎に順序だてた着実な行動を積み重ねてまいります。

② 小型SAR衛星を活用したビジネスモデルの拡大

地球観測衛星データ事業については、安全保障分野への画像データ提供による収益拡大に加え、海外及び国内民間市場においてパートナーとの協働を進め、各分野でのビジネスモデルを早期に構築し、事業の拡大を図ってまいります。更に提供するキャパシティやプロダクトのラインナップ拡充並びに地球観測データビジネスのモデル構築のための事業開発、マーケティング及びサービス提供体制の強化を図ってまいります。

③ 小型SAR衛星の技術開発とインフラ構築の推進

継続的な収益拡大のために小型高分解能SAR衛星によるコンステレーションの実現に邁進してまいります。また、衛星の撮像能力向上とともに、衛星が取得する観測データを迅速かつ簡便にエンドユーザーに提供するインフラの構築と技術開発を推進いたします。中長期的には自社コンステレーションを含む供給キャパシティ拡大に伴う衛星製造数量の増加とコスト上昇に対応すべく、生産効率の改善と量産体制の構築を進めてまいります。

④ 人的資本強化策の推進

中長期的な事業成長の加速を支えるため、人的資本の更なる強化を進めてまいります。事業領域の拡大及び競争環境の高度化が進む中、優秀な人材の確保と組織全体の生産性向上は、持続的な成長を実現する上での重要な経営課題であると認識しております。

この課題に対応するため、当社グループは、開発・製造を牽引する高度人財としてのエンジニア、市場開拓を推進する多様なスキルを有する営業人財、並びに事業基盤を支えるコーポレート人財の採用を戦略的に強化してまいります。加えて、当連結会計年度に策定した新たな人事制度及び福利厚生施策、人財成長・育成支援策の着実な導入と運用を通じて、働きがいと働きやすさの双方の向上を図るとともに、従業員エンゲージメントの最大化と個々人の専門性・付加価値の向上を推進してまいります。

これらの取り組みを通じて、組織全体の実行力を高め、持続的な企業価値向上を支える強固な人的基盤の構築を実現してまいります。

⑤ 資金調達の実施

衛星コンステレーション構築のための量産加速化及び競争優位性確立に向けた機能強化、並びに事業基盤の拡充を着実に推進するため、安定的かつ機動的な資金調達体制の確立を進めてまいります。これらの成長投資を支える十分な手元流動性及び多様な資金調達手段の確保は、事業の継続的な拡大に不可欠であると認識しております。

この課題に対応するため、当社グループは資本・負債のバランスを踏まえつつ、金融機関借入やエクイティファイナンス等を組み合わせた最適な資金調達を適時実行してまいりました。当連結会計年度においては、2026年1月30日付で株式会社みずほ銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約(限度貸付額6,200百万円)を締結し、当連結会計年度末時点における借入実行残高は1,000百万円となっております。また、2026年3月23日付で、スカパーJ S A T株式会社、株式会社ミツウロコグループホールディングス、三井住友海上火災保険株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施し、15,174百万円の資金調達を行いました。これらに加え、衛星コンステレーション構築加速化に向けた資金的裏付けである国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)が設置した宇宙戦略基金(交付上限額21,240百万円)について当連結会計年度において補助金3,144百万円の交付を受けております。以上により、当連結会計年度末時点における現金及び預金残高は21,248百万円となっており、当社グループは継続的な事業運営に十分な資金を確保しております。今後においても、事業環境や投資計画の進捗を踏まえ、資金調達の多様化及び機動性の向上を図ることで、持続的な成長を支える強固な財務基盤の構築に取り組んでまいります。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 1 期 (当連結会計年度) (2026年5月期)
売 上 高 (百万円)	3,803
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,152
1株当たり当期純利益 (円)	23.24
総 資 産 (百万円)	42,463
純 資 産 (百万円)	31,680
1株当たり純資産額 (円)	567.14

(注) 設立初年度のため、当連結会計年度のみを記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 1 期 (当事業年度) (2026年5月期)
営 業 収 益 (百万円)	85
当期純損失 (△) (百万円)	△60
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△1.18
総 資 産 (百万円)	30,243
純 資 産 (百万円)	30,228
1株当たり純資産額 (円)	541.15

(注) 設立初年度のため、当事業年度のみを記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社Q P S 研究所	3,975百万円	100.0%	人工衛星、人工衛星搭載機器及びソフトウェア等の研究開発、設計及び製造並びに打上後の衛星による地球観測データ・画像の提供

(注) 当連結会計年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりです。

特定完全子会社の名称	株式会社Q P S 研究所
特定完全子会社の住所	福岡市中央区長浜 1 丁目 1 番 1 号
当社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	14,983百万円
当社の総資産額	30,243百万円

③ 子会社との関係

当社の特定完全子会社である株式会社Q P S 研究所とは、主に経営指導、事務所の転貸借、出向者の差出しなどの取引を行っております。これらの取引にあたっては、取引内容に照らして合理的な価格設定とするなど、その他の取引条件が市場実勢を勘案して通常の取引条件で行われることなどに留意しております。

当社取締役会は、そのような取引条件を把握し、取引ごとにその適正性、妥当性を判断しております。

(7) 主要な事業内容（2026年5月31日現在）

当社グループの事業は地球観測衛星データ事業の単一セグメントですが、人工衛星、人工衛星搭載機器及びソフトウェア等の研究開発、設計及び製造並びに打上後の衛星による地球観測データ・画像の提供を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場（2026年5月31日現在）

① 当社

本社 福岡県

② 子会社

本社 福岡県

工場 福岡県

(9) 従業員の状況（2026年5月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
72（11）名	－名	43.2歳	2.7年

- (注) 1. 設立初年度のため、前連結会計年度末との比較は行っておりません。
2. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数は（ ）外数で記載しております。
3. 当社グループの事業は地球観測衛星データ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の従業員の状況

当社は純粋持株会社であるため、従業員の記載を省略しております。

③ 主要な子会社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
72（11）名	10名増	43.2歳	2.7年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数は（ ）外数で記載しております。
2. 主要な子会社の事業は地球観測衛星データ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(10) 主要な借入先 (2026年5月31日現在)

借入先	借入金残高
シンジケートローン※1	5,000百万円
シンジケートローン※2	1,000百万円
株式会社日本政策金融公庫	300百万円

(注) シンジケートローン※1は、株式会社三井住友銀行を幹事とするその他7行からの協調融資によるものであり、シンジケートローン※2は、株式会社みずほ銀行を幹事とするその他11行からの協調融資によるものです。

2. 会社の株式に関する事項（2026年5月31日現在）

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 100,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 55,860,500株 |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 48,456名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
スカパー J S A T 株式会社	7,357,000株	13.17%
大西俊輔	4,000,000株	7.16%
US BANK NATIONAL ASSOCIATION JP ACCTS TS	2,425,160株	4.34%
八坂哲雄	2,131,200株	3.81%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	1,634,000株	2.92%
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	1,480,400株	2.65%
三井住友海上火災保険株式会社	1,400,000株	2.50%
株式会社ミツウロコグループホールディングス	1,400,000株	2.50%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,320,000株	2.36%
日本工営株式会社	1,142,900株	2.04%

- (注) 1. 持株比率は発行済株式総数に対する持株数の割合であります。
2. 持株比率は自己株式（568株）を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

取締役の状況（2026年5月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長 CEO（最高経営責任者）	大 西 俊 輔	株式会社QPS研究所 代表取締役執行役員社長 CEO（最高経営責任者）
取 締 役	松 本 崇 良	株式会社QPS研究所 取締役執行役員衛星データ事業本部長
取 締 役 C F O	三 輪 洋 之 介	株式会社QPS研究所 取締役CFO
取 締 役	西 村 竜 彦	Frontier Innovations(株) 代表取締役社長 (株)Ridge-i 社外取締役
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	坂 田 誠 治	株式会社QPS研究所 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	中 原 一 徳	公認会計士中原一徳事務所 代表 T o C アドバイザリー(株) 代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	橋 本 道 成	弁護士法人如水法律事務所 代表

- (注) 1. 取締役西村竜彦氏、並びに監査等委員である中原一徳氏及び橋本道成氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は西村竜彦氏、中原一徳氏及び橋本道成氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
2. 取締役西村竜彦氏は、ベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験と幅広い見識を有しております。
3. 監査等委員中原一徳氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員橋本道成氏は、弁護士としての高い専門性及び企業法務に精通した知識を有しております。
5. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役西村竜彦氏、並びに取締役監査等委員坂田誠治氏、中原一徳氏及び橋本道成氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を補填することとしております。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則又は取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても補填されません。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社の子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	19 (3)	19 (3)	－ (－)	－ (－)	4 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (2)	4 (2)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 （うち社外役員）	24 (6)	24 (6)	－ (－)	－ (－)	7 (3)

(注) 当社設立日である2025年12月1日から2026年5月31日までの支給実績であります。

② 報酬等に関する株主総会決議に関する事項

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額は、定款附則第2条第1項において年額4,875万円以内と定めております。当該定款施行時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名）です。

b. 監査等委員である取締役

当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員である取締役の報酬等の総額は、定款附則第2条第2項において年額2,625万円以内と定めております。当該定款施行時の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先 及 び 兼 職 の 内 容
取 締 役	西 村 竜 彦	Frontier Innovations(株) 代表取締役社長 (株)Ridge-i 社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	中 原 一 徳	公認会計士中原一徳事務所 代表 T O C アドバイザリー(株) 代表取締役
取 締 役 (監査等委員)	橋 本 道 成	弁護士法人如水法律事務所 代表 (株)トライアルホールディングス 社外監査役 ニッポンインシュア(株) 社外監査役 (株)キャム 社外監査役

(注) 取締役西村竜彦氏、並びに取締役監査等委員中原一徳氏及び橋本道成氏において、当社と各兼職先には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	西 村 竜 彦	当事業年度に開催された取締役会14回中14回に出席し、ベンチャーキャピタリストとしての豊富な投資実績及び投資先事業の成長支援経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	中 原 一 徳	当事業年度に開催された取締役会14回中14回、監査等委員会8回中8回に出席し、公認会計士として財務及び会計に関する経験及び知識に基づき、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	橋 本 道 成	当事業年度に開催された取締役会14回中14回、監査等委員会8回中8回に出席し、弁護士として高い専門性及び企業法務に精通した知識に基づき、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、発言を行っております。

(注) 当社設立日である2025年12月1日から2026年5月31日までの活動状況であります。

4. 会社の体制及び方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、今後も多額の先行投資を行う小型SAR衛星の製造及び打上げを計画的に実施していくため、当社といたしましては当面は配当を実施せず、当社グループの小型SAR衛星の製造及び打上げの継続に備えた資金の確保を優先する方針であります。しかしながら、株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ、利益配当も検討する所存であります。

以 上

~~~~~

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2026年5月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |               | 負 債 の 部                  |               |
|------------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 科 目                    | 金 額           | 科 目                      | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>23,443</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>5,706</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 21,248        | 買 掛 金                    | 249           |
| 売 掛 金                  | 2             | 1年内返済予定の長期借入金            | 1,250         |
| 契 約 資 産                | 1,294         | 未 払 金                    | 562           |
| 未 成 業 務 支 出 金          | 43            | 前 受 金                    | 1,420         |
| 前 渡 金                  | 719           | 契 約 負 債                  | 1,952         |
| そ の 他                  | 136           | 未 払 法 人 税 等              | 168           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>19,019</b> | そ の 他                    | 101           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>18,712</b> | <b>固 定 負 債</b>           | <b>5,075</b>  |
| 建 物                    | 548           | 長 期 借 入 金                | 5,050         |
| 構 築 物                  | 0             | 資 産 除 去 債 務              | 25            |
| 機 械 装 置                | 106           |                          |               |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品      | 303           | <b>負 債 合 計</b>           | <b>10,782</b> |
| 人 工 衛 星                | 9,710         | <b>純 資 産 の 部</b>         |               |
| 建 設 仮 勘 定              | 8,043         | <b>株 主 資 本</b>           | <b>31,669</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>94</b>     | 資 本 金                    | 7,753         |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 94            | 資 本 剰 余 金                | 25,040        |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>211</b>    | 利 益 剰 余 金                | △1,123        |
| 破 産 更 生 債 権 等          | 872           | 自 己 株 式                  | △1            |
| 繰 延 税 金 資 産            | 98            | <b>その他の包括利益累計額</b>       | <b>11</b>     |
| そ の 他                  | 113           | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益            | 11            |
| 貸 倒 引 当 金              | △872          | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>31,680</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>42,463</b> | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>42,463</b> |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2025年6月1日から2026年5月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   |
|-----------------|-------|
| 売上高             | 3,803 |
| 売上原価            | 3,473 |
| 売上総利益           | 330   |
| 販売費及び一般管理費      | 1,163 |
| 営業損失(△)         | △833  |
| 営業外収益           |       |
| 受取利息            | 45    |
| 補助金収入           | 1,728 |
| 共同研究収入          | 712   |
| その他の他           | 21    |
| 営業外費用           |       |
| 支払利息            | 306   |
| 株式交付費           | 67    |
| シンジケートローン手数料    | 81    |
| その他の他           | 52    |
| 経常利益            | 1,166 |
| 税金等調整前当期純利益     | 1,166 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 118   |
| 法人税等調整額         | △103  |
| 当期純利益           | 1,152 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | —     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,152 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2026年5月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |        | 負 債 の 部           |        |
|-----------------|--------|-------------------|--------|
| 科 目             | 金 額    | 科 目               | 金 額    |
| 流 動 資 産         | 15,260 | 流 動 負 債           | 15     |
| 現 金 及 び 預 金     | 101    | 未 払 金             | 1      |
| 前 払 費 用         | 3      | 未 払 費 用           | 6      |
| 関係会社短期貸付金       | 15,142 | 未 払 法 人 税 等       | 1      |
| そ の 他           | 13     | 預 り 金             | 1      |
| 固 定 資 産         | 14,983 | そ の 他             | 3      |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 14,983 | 負 債 合 計           | 15     |
| 関 係 会 社 株 式     | 14,983 | 純 資 産 の 部         |        |
| 資 産 合 計         | 30,243 | 株 主 資 本           | 30,228 |
|                 |        | 資 本 金             | 7,753  |
|                 |        | 資 本 剰 余 金         | 22,536 |
|                 |        | 資 本 準 備 金         | 7,678  |
|                 |        | そ の 他 資 本 剰 余 金   | 14,858 |
|                 |        | 利 益 剰 余 金         | △60    |
|                 |        | そ の 他 利 益 剰 余 金   | △60    |
|                 |        | 繰 越 利 益 剰 余 金     | △60    |
|                 |        | 自 己 株 式           | △1     |
|                 |        | 純 資 産 合 計         | 30,228 |
|                 |        | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 30,243 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年12月 1 日から2026年 5 月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額 |     |
|-------------------------|-----|-----|
| 営 業 収 益                 |     | 85  |
| 営 業 費 用                 |     | 106 |
| 営 業 損 失 ( △ )           |     | △21 |
| 営 業 外 収 益               |     |     |
| 受 取 利 息                 | 29  |     |
| そ の 他                   | 0   | 29  |
| 営 業 外 費 用               |     |     |
| 株 式 交 付 費               | 67  | 67  |
| 経 常 損 失 ( △ )           |     | △59 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 ( △ )   |     | △59 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 0   | 0   |
| 当 期 純 損 失 ( △ )         |     | △60 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年8月4日

株式会社Q P S ホールディングス  
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 伊 藤 次 男 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 室 井 秀 夫 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Q P S ホールディングスの2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Q P S ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年8月4日

株式会社Q P S ホールディングス  
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ  
福 岡 事 務 所

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 伊 藤 次 男 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 室 井 秀 夫 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Q P S ホールディングスの2025年12月1日から2026年5月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年12月1日から2026年5月31日までの第1期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会規則、監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月4日

株式会社Q P S ホールディングス 監査等委員会

監 査 等 委 員 坂 田 誠 治 ㊞

監 査 等 委 員 中 原 一 徳 ㊞

監 査 等 委 員 橋 本 道 成 ㊞

(注) 監査等委員中原一徳及び橋本道成は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関して当社監査等委員会からは、特段指摘すべき事項はない旨の意見を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)             | 略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有株式数<br>(株) |
|------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1          | おお にし しゅん すけ<br>大 西 俊 輔<br>(1986年3月7日生) | 2013年10月 有限会社Q P S 研究所（現株式会社Q P S 研究所）<br>入社<br>2014年 4 月 同社 代表取締役社長 CEO（最高経営責任者）（現<br>任）<br>2019年 4 月 一般社団法人日本航空宇宙学会西部支部 幹事（現<br>任）<br>2023年 8 月 九州航空宇宙開発推進協議会 幹事（現任）<br>2025年12月 当社 代表取締役社長 CEO（最高経営責任者）（現<br>任）                                                                                                                                                                                  | 4,000,000    |
| 2          | まつ もと たか よし<br>松 本 崇 良<br>(1965年10月4日生) | 1990年 4 月 日商岩井株式会社（現双日株式会社） 入社<br>2000年 4 月 アイ・ティー・エックス株式会社 入社<br>2002年 4 月 J S A T株式会社（現スカパー J S A T 株式会社）<br>入社<br>2010年 2 月 株式会社衛星ネットワーク 取締役<br>2015年 6 月 株式会社衛星ネットワーク 代表取締役社長<br>2016年 7 月 株式会社エンルート 取締役<br>2019年 6 月 スカパー J S A T 株式会社 執行役員 宇宙事業部<br>門 宇宙・衛星事業本部長<br>2019年 6 月 株式会社ディー・エス・エヌ 代表取締役社長<br>2021年11月 スカパー J S A T 株式会社 理事<br>2021年11月 株式会社Q P S 研究所 取締役（現任）<br>2025年12月 当社 取締役（現任） | —            |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                      | 略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有株式数<br>(株) |
|------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 3          | み わ よう の すけ<br>三 輪 洋 之 介<br>(1965年5月15日生)   | 1989年 4 月 三井物産株式会社 入社 宇宙航空部配属<br>1997年 8 月 Tombo Aviation,Inc (米国) 出向<br>2005年 8 月 Mitsui Rail Capital Europe B.V. (蘭) CFO 出向<br>2010年 7 月 三井物産電力事業株式会社 CFO 出向<br>2020年 6 月 Spaceflight,Inc (米国) CFO 出向<br>2025年 4 月 株式会社Q P S 研究所 入社 社長室長<br>2025年 6 月 同社 執行役員経営管理本部長 CFO<br>2025年 8 月 同社 取締役 CFO (現任)<br>2025年12月 当社 取締役 CFO (現任)                                                                  | —            |
| 4          | にし むら たつ ひこ<br>西 村 竜 彦<br>(1979年 1 月 3 日生)  | 2003年 4 月 ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズ株式会社 (現ソニー株式会社) 入社<br>2013年 6 月 株式会社産業革新機構 (現株式会社 I N C J ) 入社<br>同社 ベンチャー・グロース投資グループマネージングディレクター<br>2014年 2 月 株式会社Trigence Semiconductor 社外監査役<br>2017年10月 株式会社Q P S 研究所 社外取締役<br>2017年12月 株式会社ispace 社外取締役<br>2018年 6 月 UMITRON PTE. LTD. 社外取締役<br>2019年 3 月 株式会社Ridge-i 社外取締役 (現任)<br>2024年 3 月 Frontier Innovations株式会社 代表取締役社長 (現任)<br>2025年12月 当社 社外取締役 (現任) | —            |
| 5          | なが しま よし あき<br>永 島 義 明<br>(1963年 7 月 13 日生) | 1986年 4 月 伊藤忠商事株式会社 入社<br>2005年 8 月 同社ユーティリティ・ソリューション部 海外電力室長<br>2007年 4 月 同社プラント・プロジェクト事業推進部 事業推進第一室長<br>2009年10月 同社プラント・プロジェクト第一部 北米室長<br>2014年 4 月 同社電力プロジェクト部長<br>2018年 4 月 同社プラント・船舶・航空機部門長代行<br>2019年 4 月 Tyr Energy, Inc. Chairman<br>2023年 9 月 スカパー J S A T 株式会社 宇宙事業部門長補佐<br>2026年 1 月 株式会社トライサット・コンステレーション取締役 (現任)<br>2026年 4 月 スカパー J S A T 株式会社 宇宙事業部門長代行 (現任)                           | —            |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西村竜彦氏及び永島義明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 西村竜彦氏の兼職先については、当社との間で資本関係及び取引関係にないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しています。再任が承認された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定することを、同証券取引所に届け出ております。
4. 西村竜彦氏は、ベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、さらなる当社の成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役候補者に選任しております。
5. 永島義明氏は、総合商社のプラント業界にて海外事業における豊富な経験と幅広い見識を有しているとともに、現在は宇宙領域の新規事業推進を通じた多くの知見を有しております。同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しており、当社の海外事業強化に寄与していただくため、社外取締役候補者に選任しております。
6. 西村竜彦氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9か月となります。
7. 当社は、西村竜彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。西村竜彦氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約は引き続き効力を有します。また、永島義明氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、取締役がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害を当該保険契約において補填することとしております。各候補者の選任が承認された場合は当該保険契約の被保険者に含まれることになり、当社はその契約を更新する予定であります。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額は、当社定款附則第2条第1号において、当社設立の日から本総会終結の時まで年額4,875万円以内と定められておりますが、当該規定は本総会終結の時をもって削除されるため、改めて取締役の報酬等の額につきましてお諮りするものであります。

本総会終結後の取締役の報酬額につきましては、年額6,000万円以内（うち社外取締役分1,000万円以内）といたしたいと存じます。

なお、上記報酬枠とは別枠で、株式報酬制度としての取締役に対する譲渡制限付株式の割当てについて、第4号議案にて付議いたします。また、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。また、本議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、本総会終結後の当社取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を第4号議案（ご参考）に記載のとおり変更することを予定しており、本議案の内容は当該方針に沿うものです。

現在の監査等委員ではない取締役は4名（うち社外取締役1名）でありますが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと5名（うち社外取締役2名）となります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、当社定款附則第2条第2号において、当社設立の日から本総会終結の時まで年額2,625万円以内と定められておりますが、当該規定は本総会終結の時をもって削除されるため、改めて監査等委員である取締役の報酬等の額につきましてお諮りするものであります。

本総会終結後の監査等委員である取締役の報酬額につきましては、年額3,500万円以内（うち社外取締役分1,500万円以内）といたしたいと存じます。

本議案の内容は、監査等委員である取締役の職責等に照らして相当であるものと考えております。

現在の監査等委員である取締役は3名であります。

**第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬等の額は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、年額6,000万円以内（うち社外取締役分1,000万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）となります。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することで、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従う当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の金銭報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額3,000万円以内として設定いたしたいと存じます。

譲渡制限付株式の割当て及びその条件は、対象取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定します。また、下記2.に定める事業年度あたりの上限割当数が2026年5月31日現在の発行済株式総数に占める割合は0.04%程度（10事業年度に亘り上限割当数を割り当てた場合における当該割合は0.4%程度）であり、希薄化は軽微であります。以上から、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の当社取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を下記（ご参考）に記載のとおり変更することを予定しております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役2名）となり、対象取締役は3名となります。

## 記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2.譲渡制限付株式の総数

対象取締役に對して割り当てる譲渡制限付株式の総数20,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3.譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

### (2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### (4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社子会社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

また、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を下記のとおり変更する予定です。

### 記

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は金銭での固定報酬とし、役位、職責、在任年数その他会社の業績等を総合考慮して、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内で取締役会の決議によりその額を決定し、月例で支払う。
2. 取締役に対しては、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、毎年一定の時期に、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、譲渡制限付株式を割り当てる。個別の取締役に支給する、譲渡制限付株式と引換えにする払込みに充てるための金銭報酬債権の額は、個別の取締役の役位、職責、在任年数その他業績等を総合考慮して取締役会の決議により決定する。

3. 基本報酬の額と譲渡制限付株式の額の取締役の個人別の割合については、役位、職責、在任年数その他業績等を総合考慮して取締役会の決議により決定する。

以 上

